

平成 26 年度特定個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画

I 基本的な考え方

特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「行政事業レビューの実施等について」（平成 25 年 4 月 5 日閣議決定）に基づき、本行動計画を策定する。

行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）は、各府省自らが、自律的に、概算要求前の段階において、原則全ての事業について、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、これを国民に明らかにした上で、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組である。

また、レビューは、行政の無駄の削減のみを目的とするものではなく、事業の効果的、効率的な実施を通じ質の高い行政を実現するとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

以上を踏まえ、委員会において、上記閣議決定等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、平成 26 年度のレビューを実施する。

II レビューの取組体制

レビューは、以下の構成員によって構成する特定個人情報保護委員会行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）が実施する。

統括責任者：事務局長

副統括責任者：総務課長

メンバー：企画官、調査官

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

III レビューの実施方法及びスケジュール1 レビューシートの作成及び中間公表(1) 事業単位の整理

チームは、毎年 4 月下旬を目途に、前年度に委員会において計上した事業（事務的経費、人件費等は除く。）について、点検の対象となる事業の単位を整理する。

(2) レビューシートの作成及び中間公表

- ① レビューの対象となる事業（以下「レビュー対象事業」という。）については、事業の単位ごとに内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）の示す様式に従って「行政事業レビューシート」（以下「レビューシート」という。）を作成する。
- ② レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努め、必要に応じて事業内容の理解に資する資料を適宜添付する。
- ③ レビューシートの作成に当たっては、特定個人情報保護委員会事務局総務課（以下「事務局総務課」という。）は、予算の支出先、使途といった実態や成果を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシート（「事業所管部局による点検・改善欄」まで）に記載する。
- ④ 作成されたレビューシートは、毎年7月上旬までに委員会ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

(3) 新規開始事業及び新規要求事業の取扱い

当該年度から開始された事業（以下「新規開始事業」という。）及び次年度概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの記入可能な事項を記入するものとする。新規開始事業のレビューシートについては、毎年7月上旬までにホームページにおいて公表するものとする。

2 外部有識者及びチームによる事業の点検

(1) 外部有識者による点検

チームは、外部の視点を活用したレビューの実施が必要と判断した事業について、別途指名する外部有識者に対して毎年7月を目途に点検を求める。

(2) チームによる点検

チームは毎年8月を目途に、レビュー対象事業、新規開始事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートの所定の欄に記入するものとする。

IV 概算要求等への反映

委員会は、チームの所見を次年度予算の概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。チーム所見の概算要求等への反映状況について、レビューシートの所定の欄に記述するものとする。

V 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の概算要求への反映状況については、事務局が示す方法により、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

- ① レビュー対象事業及び新規開始事業のレビューシート：次年度予算概算要求の提出期限
- ② チームの所見の概算要求への反映状況：次年度予算概算要求の提出期限の1週間後
- ③ 新規要求事業のレビューシート：次年度予算概算要求の提出期限の2週間後

VI その他

1 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって、評価者等は、職員のレビューにおける取組や成果について、適切に評価に反映するものとする。

2 政策評価との連携

レビューの実施に当たっては、事業単位の整理や点検などにおいて、政策評価との関連性に留意しながら行うものとする。

3 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省の取組を参考とし、必要に応じ、適時、所要の見直しを行うものとする。